



届いたら**必ず確認**しましょう

市税などの納税通知

納税通知書が届いたら内容を確認して、期限までに必ず納めましょう。

納付は、電子納付や口座振替が便利です。

納税通知書の発送予定

市県民税／●普通徴収：6月8日(月) ●特別徴収：5月15日(金)

固定資産税・都市計画税、軽自動車税／5月8日(金)

国民健康保険税／6月12日(金)

自動車税／5月1日(金)に自動車税事務所から発送

払うことができます。

地方税お支払サイト／納付書に記載されたeL-QRを読み取るか、eL番号を入力することで、クレジットカードやダイレクト納付などで支払うことができます。

スマホ決済アプリ／納付書に記載されているeL-QRを読み取ることで支払うことができます。

いつでも支払える電子納付

eLマークが印刷されている納付書では、地方税お支払サイトやスマホ決済アプリからも支



問い合わせ先 税務課課税班(☎62-5321)

※自動車税については、自動車税事務所(☎043-243-2721)か旭県税事務所(☎62-0772)へ。

令和8年度 税・保険料などの納付期限一覧

納付書で納めている人は、納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。くわしい内容は、下表の問い合わせ先か市ホームページで確認してください。

安心・確実な口座振替

利用できる金融機関／千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、筑波銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ちばみどり農業協同組合、ゆうちょ銀行など

申し込み方法／通帳と通帳印を持参し、金融機関で申し込んでください。



納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
6月1日(月)		第1期	全期			
6月30日(火)	第1期			第1期	第1期	
7月31日(金)		第2期		第2期	第2期	第1期
8月31日(月)	第2期			第3期	第3期	第2期
9月30日(水)		第3期		第4期	第4期	第3期
11月2日(月)	第3期			第5期	第5期	第4期
11月30日(月)				第6期	第6期	第5期
12月25日(金)		第4期		第7期	第7期	第6期
2月1日(月)	第4期			第8期	第8期	第7期
3月1日(月)						第8期
問い合わせ先	税務課収税班 ☎62-5322				高齢者福祉課 介護保険班 ☎62-5308	保険年金課 高齢者医療年金班 ☎62-5882

そのほかの使用料などの納付期限と問い合わせ先

保育料 保育所等給食費	放課後 児童クラブ 受託料	市営住宅使用料 雇用促進住宅 使用料	配食サービス 利用料	水道料金	公共下水道 使用料	農業集落排水 処理施設 使用料
毎月末	毎月末	毎月末	毎月末	隔月末		
子育て支援課 保育所運営班 ☎62-5313	教育総務課 指導班 ☎85-8634	都市整備課 建築住宅班 ☎62-5895	高齢者福祉課 高齢者班 ☎62-5350	旭市上下水道お客様センター 上下水道課経営業務班 ☎63-8881 ☎62-5357		

※納付期限が土・日曜日、祝・休日の場合は変更になります。